

どのような支援があるの？

子どもの育ちの支援 (通所系・訪問系)	<p>児童発達支援 医療型児童発達支援（令和6年度から福祉型に一元化） 放課後等デイサービス（就学中） 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援</p>	児童福祉法による支援
子どもの育ちの支援 (入所系)	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設</p>	
地域で安心して暮らすための相談支援	<p>障害児相談支援</p>	+
日常生活を送る上での身の回りの支援 (訪問系)	<p>居宅介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援（岡山県内に事業所はありません。）</p>	障害者総合支援法による支援
短期間、夜間も含めた支援（ショートステイ）	<p>短期入所</p>	
地域で安心して暮らすための相談支援	<p>計画相談支援</p>	+
市町村ごとに、地域の実情にあわせて実施する事業	地域生活支援事業	

各支援の内容については11～17ページの「各支援の内容」をご確認ください。



こどもたちへの支援制度のポイント

15歳以上のお子さんで、児童相談所又は精神保健福祉センター※が18歳以上の方が利用できる障害福祉サービスの利用が適当と認めた場合、以下のサービスを利用できる場合があります（特例）。

※精神保健福祉センター＝精神障害（発達障害を含みます。）

児童相談所＝精神障害（発達障害を含みます。）以外

身体障害の場合、身体障害者手帳の交付を受けていることが必要です。

«15歳以上のお子たちが特例で利用できる障害福祉サービス»

訪問系	重度訪問介護	障害者総合支援法による支援
日中活動系	療養介護 生活介護	
施設系	施設入所支援	
居住支援系	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム）	
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練／生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型＝雇用型／B型） 就労定着支援 就労選択支援（R7.10月～）	
相談支援	地域移行支援 地域定着支援	

各サービスの内容については11～17ページの「各支援の内容」をご確認ください。

